

主要観光地への誘導サイン整備に係る調査検討業務
公募型プロポーザル提案説明書

1 業務名

主要観光地への誘導サイン整備に係る調査検討業務

2 業務の目的

札幌市では、観光案内機能の充実や交通機関の乗り換えの利便性向上が課題となっていることから、観光行動の起点（観光施設の最寄りの駅、停留所等）から市内の主要な観光施設に至るまでの経路（駅構内での移動、最寄りの駅等からバス等への乗り換え導線を含む）において、札幌に不慣れな国内外の観光客に対する誘導サインによる案内機能を強化することを目指し、その前提条件を整理することを目的とする。

なお、本業務における誘導サインとは、矢印等により、目的地となる施設の方向や距離等を指示するのに必要なサインとし、スタンドサインの他、吊り下げサイン、床面サイン等を含む。

3 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月20日（金）まで

4 予算規模

本業務の上限は4,191千円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

5 業務の内容

別紙仕様書のとおり。

なお、仕様書の内容は契約候補者との協議の中で変更する場合がある。

6 企画提案を求める事項

以下の項目について企画提案書を作成するものとする。

(1) 実施方針

ア 本業務にあたっての基本的な考え方、企画の特徴等を明らかにすること。

イ 仕様書に具体的に示す事柄以外に、本業務の趣旨に合致し、かつ、大きな効果を見込める独自の取組・手法があれば提案すること。

(2) 現況調査の実施

観光行動の起点から市内の主要な観光施設に至るまでの経路において、観光施設を案内する目的で設置されているサインの調査及び整理を行うための具体的な手法を示すこと。

(3) 他都市の事例調査

ア 他都市における観光施設への誘導サインに関する事例を調査し、整理を行うための具体的な手法を示すこと。

イ 業務目的を達成するにあたり、適切と考えられる他都市の候補を提案するとともに、当該候補が適切と考えられる理由を示すこと。

(4) 関係者へのアンケート調査

ア 関係機関に対し、誘導サイン整備に関して現状の課題を含めた意見を収集するための具体的な手法を示すこと。

イ 業務目的を達成するにあたり、適切と考えられる関係機関の候補を提案すると

ともに、当該候補が適切と考えられる理由を示すこと。

(5) 配置方針及びデザインの検討

(2)～(4)で整理した内容や「札幌市公共サイン基本計画」を踏まえ、札幌に不慣れな国内外の観光客が主要な観光施設まで迷うことなくたどり着けるような誘導サインの適切な配置場所及びサインのデザイン案について整理するための具体的な手法を示すこと。

(6) 実施体制及び実施スケジュール

ア 実施体制、スタッフの役割、業務全体のスケジュールを示すこと。

イ 統括責任者及び業務従事予定者の経験、知見、専門性等を示すこと。また、過去の類似業務の実施実績があれば示すこと。

(7) 見積

業務の実施に必要な経費の総額及び内訳を明らかにした見積を示すこと。

7 参加資格要件

札幌市の競争入札参加資格者名簿に登録されており、かつ、次に掲げる(1)～(8)の全ての要件を満たすものであること。

ただし、札幌市の競争入札資格者名簿に登録されていないものであっても、次に掲げる(1)～(8)の全ての要件を満たしている場合は、下表に定める必要書面の提出を行うことで、参加の申込を行うことができる。なお、これらの書面は参加申込書と同時に提出するものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であり、かつその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていること。
- (6) 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年を経過しない者でないこと。
- (7) 市区町村税、消費税・地方消費税を滞納している者でないこと。
- (8) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条に規定する暴力団関係事業者でないこと。

＜札幌市の競争入札資格者名簿に登録されていないものが提出する書面＞

提出書面	備考
ア 申出書	(様式3)
イ 登記事項証明書	※登記は現在事項証明または全部事項証明（写し可） ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
ウ 財務諸表（直前2期分）	貸借対照表、損益計算書

エ 納税証明書 (市区町村税)	※本店（契約権限を委任する場合は受任先）の所在地の市区町村が発行するもの（写し可） ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
オ 納税証明書 (消費税・地方消費税)	※未納がない旨の証明書（その3の3）（写し可） ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの

8 参加手続きに関する事項

(1) 日程（予定）

ア 公募開始	令和7年10月27日（月）
イ 質問受付期限	令和7年10月30日（木）12時必着
ウ 参加申込書の提出期限	令和7年11月4日（火）15時必着
エ 企画提案書の提出期限	令和7年11月10日（月）12時必着
オ 実施委員会によるヒアリングの実施	令和7年11月17日（月）
カ 提案事業者への選定結果の通知	令和7年11月下旬【予定】
キ 契約締結	令和7年11月下旬以降【予定】

(2) 質問の受付及び回答

企画提案を行うにあたり質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の書面（様式1）に質問の要旨を簡潔に記入し、実行委員会事務局に電子メールで送信するものとする。電子メール以外での質問は受け付けない。

ア 質問受付期限

令和7年10月30日（木）12時まで

イ 質問に対する回答

質問を受けた場合は質問者に随時回答するとともに、企画提案を募集する上で広く周知すべきと判断されるものについては、質問の内容を札幌市ホームページで公表する。

ウ 送付先電子メールアドレス

kanko@city.sapporo.jp

※メールのタイトルは「（団体名）主要観光地への誘導サイン整備に係る調査検討業務質問書」とすること。

(3) 参加申込時の提出書類

参加申込にあたっては、参加申込書（様式2）1部を担当課へ郵送又は持参により提出すること。

なお、札幌市の競争入札参加資格者名簿に登録がない者は、「7 参加資格要件」に記載の必要書面も提出すること。

(4) 企画提案提出書類

企画提案にあたっては、以下のア、イを担当課へ郵送又は持参により提出すること。

ア 企画提案書及び参考見積書（様式自由、A4縦、両面使用）

- ・表紙に提案者の団体名称を記載したもの 1部
- ・提案者の団体名称が記載されていないもの 10部

イ 上記アのPDFデータ（CD又はDVD） 1部

(5) 留意事項

ア 申込書類に虚偽があった場合は失格とする。

- イ 提出された書類については返却しない。
- ウ 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加提出は認めない。
- エ 審査の公正を期すため、企画提案書には、会社名、住所、ロゴマークなどプロポーザル参加者を特定できる表示を付さないこと。

9 契約候補者の選定方法

本プロポーザルにおいて、企画提案の内容は、本市関係部局の職員等からなる「主要観光地への誘導サイン整備に係る調査検討業務公募型企画競争実施委員会」（以下「実施委員会」という。）を設置して評価する。評価及び契約候補者の選定は、実施委員会が審査を行って、最も適当と思われる提案者を選定し、もって契約候補者とする。契約候補者と本市の間で協議が整った場合に、随意契約により当該業務の契約を締結する。

1 参加資格の審査及び結果の通知

「7 参加資格要件」に基づき審査を行い、参加団体に通知する。

2 評価項目および評価基準表

評価基準点は「5点：非常に優秀、4点：優秀、3点：普通、2点：やや劣る、1点：劣る」とし、「評価基準点×係数」により評価点を求めるものとする。

参加者が1者となった場合でも、別に定める最低基準店を超えた場合に限り優先交渉団体とする。

評価項目	評価内容	係数	評価点
実施方針 (6(1)関係)	- 本業務の実施に当たっての基本的な考え方が明らかになっており、業務目的に即した十分な効果が期待できる内容となっているか。 - 札幌市の観光に関する基本情報、サイン整備に関する理解があるか。 - 仕様書に記載されたもの以外の、独自の効果的な提案があるか。	2	10
現況調査の実施 (6(2)関係)	業務目的達成のための具体的な提案・工夫があり、調査手法は効果的であると考えられるか。	4	20
他都市の事例調査 (6(3)関係)	- 情報整理の手法は業務目的達成のために効果的であると考えられるか。 - 他都市の候補に合理性があるか。	4	20
関係者へのアンケート調査 (6(4)関係)	- 調査手法は業務目的達成のために効果的であると考えられるか。 - 関係機関の候補に合理性があるか。	4	20
配置方針及びデザインの検討 (6(5)関係)	情報整理の手法は業務目的達成のために効果的であると考えられるか。	2	10
実施体制及び実施スケジュール (6(6)関係)	業務遂行のための適切な業務体制及び人員確保がなされ、確実に遂行し得るスケジュールになっているか。	2	10
経費の妥当性 (6(7)関係)	提案内容に対して積算額が妥当であるか。	2	10

3 実施委員会によるヒアリングの実施

企画提案者によるプレゼンテーション及び評価委員からのヒアリングを行い、契約候補者を選定する。ヒアリングの実施にあたっては、次のとおり行うものとする。

ア 企画提案者側の出席者は各団体3名までとする。

イ ヒアリングは、1企画提案あたり、25分（企画提案書に基づくプレゼンテーション15分、質疑応答10分）を想定し、順次個別に行うものとする。

(4) その他

ア 提案者の数によっては、一次審査（書類選考）を行う場合がある。

イ 評価の結果は、提案者全員に文書により通知する。

ウ 総合得点満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は、契約候補者とししない。

エ 提案者が一者となった場合、最低基準点を超えた場合のみ契約候補者として選定する。

オ 実施委員会による採点が同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

10 契約

契約については、選定された契約候補者と担当課の間で詳細を交渉のうえ、締結するものとする。ただし、この交渉の中で、企画提案内容の一部を変更することがある。また、契約候補者が「7 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合や契約候補者との交渉が不調に終わった場合は、実施委員会において次点とされた団体と交渉する場合がある。

11 参加資格の喪失

本プロポーザルにおいて、企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあつては契約を締結するまで）の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は、契約候補者としての選定を取り消すこととなる。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき

12 失格事項

以下のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本企画提案書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者
- (2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者
- (3) その他、本実施要領等に定める手続き、方法等を順守しない者

13 参加資格等についての申立て

本プロポーザルにおいて参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

14 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

15 企画提案の著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
- (2) 実施委員会が本プロポーザルの実施に必要と認めるときは、企画案を実施委員会が利用（必要な改編を含む）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 提案者は、実施委員会に対し、提案者が企画提案を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 提出された企画案その他本プロポーザルの実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

16 その他留意事項

企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。

17 各書類の提出先・問合せ先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市経済観光局観光・MICE推進部観光・MICE推進課 担当：足立、藤原

電話：011-211-2376、メールアドレス：kanko@city.sapporo.jp